

企業会計基準適用指針公開草案第 65 号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針（案）」の 開示例

企業会計基準適用指針第 19 号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」の開示例を以下のように改正する（下線は追加部分、取消線は削除部分を示す。）。

参考（開示例）

以下の開示例は、本適用指針で示された内容について理解を深めるために示されたものであり、記載内容については、各企業はその実情に即して適切に注記する必要がある。なお、注記事項のうち、関連する内容等が他の箇所で開示されている場合には、その旨の記載をもって代えることができる。

1. ~~製造業(1)~~（削 除）

2. ~~製造業(2)~~

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に××の製造販売事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、原則として外貨建ての営業債務をネットしたポジションについて先物為替予約を利用してヘッジしております。有価証券及び投資有価証券は、主に満期保有目的の債券及び取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。また、取引先企業等に対し長期貸付を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、ほとんど 1 年以内の支払期日であります。また、

その一部には、原料等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されていますが、恒常的に同じ外貨建ての売掛金残高の範囲内にあります。借入金、社債及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で4年半後であります。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されていますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引、借入金及び社債に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「会計処理基準に関する事項」に記載されている「重要なヘッジ会計の方法」をご覧ください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、債権管理規程に従い、営業債権及び長期貸付金について、各事業部門における営業管理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の債権管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

満期保有目的の債券は、資金運用管理規程に従い、格付の高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

デリバティブ取引の利用にあたっては、カウンターパーティーリスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

当期の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクにさらされる金融資産の貸借対照表価額により表わされています。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社及び一部の連結子会社は、外貨建ての営業債権債務について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。なお、為替相場の状況により、半年を限度として、輸出に係る予定取引により確実に発生すると見込まれる外貨建営業債権に対する先物為替予約を行っております。また、当社及び一部の連結子会社は、借入金及び社債に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引につきましては、取引権限や限度額等を定めたデリバティブ取引

管理規程に基づき、半年ごとに経営会議で基本方針を承認し、これに従い財務部が取引を行い、経理部において記帳及び契約先と残高照合等を行っております。月次の取引実績は、財務部所管の役員及び経営会議に報告しております。連結子会社についても、当社のデリバティブ取引管理規程に準じて、管理を行っております。

- ③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理
当社は、各部署からの報告に基づき財務部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を連結売上高の X か月分相当に維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、~~市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。~~当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(5) 信用リスクの集中

当期の連結決算日現在における営業債権のうち xx%が特定の大口顧客に対するものがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成 XX 年 XX 月 XX 日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、~~時価を把握することが極めて困難と認められるもの~~市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（(注2)を参照ください）。また、預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	xxx	xxx	—
(2) 受取手形及び売掛金	xxx	xxx	xxx
(3) 有価証券及び投資有価証券			
① 満期保有目的の債券	xxx	xxx	xxx
② その他有価証券	xxx	xxx	—
(4) 長期貸付金	xxx		
貸倒引当金(*1)	△ xxx		
	xxx	xxx	xxx
資産計	xxx	xxx	xxx
(1) 支払手形及び買掛金	xxx	xxx	xxx
(2) 短期借入金	xxx	xxx	xxx
(3) 社債	xxx	xxx	xxx
(4) 長期借入金	xxx	xxx	xxx
(5) リース債務	xxx	xxx	xxx
負債計	xxx	xxx	xxx
デリバティブ取引(*2)			
① ヘッジ会計が適用されていないもの	(xxx)	(xxx)	—
② ヘッジ会計が適用されているもの	xxx	xxx	xxx
デリバティブ取引計	xxx	xxx	xxx

(*1) 長期貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金

~~預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。~~

(2) 受取手形及び売掛金

~~これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに債権額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値によっております。~~

(3) 有価証券及び投資有価証券

~~これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。~~

~~また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項は以下のとおりであります。~~

- ① 満期保有目的の債券における種類ごとの連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。(単位：百万円)

	種類	連結貸借対照表計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	(1)国債・地方債等	xxx	xxx	xxx
	(2)社債	xxx	xxx	xxx
	(3)その他	xxx	xxx	xxx
	小計	xxx	xxx	xxx
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	(1)国債・地方債等	xxx	xxx	△ xxx
	(2)社債	xxx	xxx	△ xxx
	(3)その他	xxx	xxx	△ xxx
	小計	xxx	xxx	△ xxx
合計		xxx	xxx	xxx

- ② その他有価証券の当連結会計年度中の売却額は xxx 百万円であり、売却益の合計額は xxx 百万円、売却損の合計額は xxx 百万円であります。また、その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、連結貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	種類	取得原価又は償却原価	連結貸借対照表計上額	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	(1)株式	xxx	xxx	xxx
	(2)債券			
	①国債・地方債等	xxx	xxx	xxx
	②社債	xxx	xxx	xxx
	③その他	xxx	xxx	xxx
	(3)その他	xxx	xxx	xxx
	小計	xxx	xxx	xxx
連結貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	(1)株式	xxx	xxx	△ xxx
	(2)債券			
	①国債・地方債等	xxx	xxx	△ xxx
	②社債	xxx	xxx	△ xxx
	③その他	xxx	xxx	△ xxx
	(3)その他	xxx	xxx	△ xxx
	小計	xxx	xxx	△ xxx
合計		xxx	xxx	xxx

- ③ 当連結会計年度中において保有目的が変更となった株式
従来、関連会社株式として保有していた(株)××の株式を、一部売却し、持分法適用の範囲から除外したことにより、当連結会計年度中にその他有価証券に変更しており

ます。この影響は、注記事項の（連結損益計算書関係）の中の持分変動利益に記載のとおりであります。

~~(4) 長期貸付金~~

~~当社では、長期貸付金の時価の算定は、一定の期間ごとに分類し、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。また、貸倒懸念債権については、同様の割引率による見積キャッシュ・フローの割引現在価値、又は、担保及び保証による回収見込額等により、時価を算定しております。なお、一部の連結子会社では、回収可能性を反映した元利金の受取見込額を残存期間に対応する安全性の高い利率で割り引いた現在価値により算定しております。~~

負債

~~(1) 支払手形及び買掛金、並びに(2) 短期借入金~~

~~これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローを、返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。~~

~~(3) 社債~~

~~当社の発行する社債の時価は、市場価格のあるものは市場価格に基づき、市場価格のないものは、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。~~

~~(4) 長期借入金及び(5) リース債務~~

~~これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入又は、リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。~~

(2) デリバティブ取引

① ヘッジ会計が適用されていないもの

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。

(a) 通貨関連(時価の算定方法は、先物為替相場によっております。)(単位：百万円)

区分	デリバティブ取引の種類等	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	XXX	XXX	XXX	△ XXX
	ユーロ	XXX	XXX	XXX	XXX
	合計	XXX	XXX	XXX	XXX

(b) 金利関連(時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等によっております。)(単位：百万円)

区分	デリバティブ取引の種類等	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	金利スワップ取引 受取変動・支払固定	XXX	XXX	XXX	XXX
	合計	XXX	XXX	XXX	XXX

② ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等		時価	当該時価の算定方法
				うち1年超		
原則的処理方法	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金及び社債	XXX	XXX	XXX	取引先金融機関から提示された価格等によっている。
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	XXX	XXX	XXX	
為替予約等の振当処理	為替予約取引 売建 米ドル ユーロ	売掛金	XXX	XXX	XXX	先物為替相場によっている。
			XXX	XXX	XXX	
	合計		XXX	XXX	XXX	

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品市場価格のない株式等

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	XXX

これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積るには過大なコストを要すると見込まれます。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「資産(3)②その他有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	xxx	—	—	—
受取手形及び売掛金	xxx	xxx	—	—
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券	xxx	xxx	xxx	xxx
その他有価証券のうち満期があるもの	xxx	xxx	xxx	—
長期貸付金	xxx	xxx	xxx	—
合計	xxx	xxx	xxx	xxx

(注4) 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額については、連結附属明細表「社債明細表」及び「借入金等明細表」を参照ください。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	連結貸借 対照表計 上額	時価			
		レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券					
<u>その他有価証券</u>					
株式	XXX	XXX	—	—	XXX
国債・地方債等	XXX	XXX	XXX	—	XXX
社債	XXX	—	XXX	—	XXX
その他	XXX	—	XXX	—	XXX
<u>資産計</u>	XXX	XXX	XXX	—	XXX
デリバティブ取引 (*1)					
<u>通貨関連</u>	(XXX)	—	(XXX)	—	(XXX)
<u>金利関連</u>	XXX	—	XXX	—	XXX
<u>デリバティブ取引計</u>	XXX	—	XXX	—	XXX

(*1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で示しております。

(2) 時価をもって連結貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	連結貸借 対照表計 上額	時価			
		レベル1	レベル2	レベル3	合計
受取手形及び売掛金	XXX	—	XXX	—	XXX
有価証券及び投資有価証券					
<u>満期保有目的の債券</u>					
国債・地方債等	XXX	XXX	XXX	—	XXX
社債	XXX	—	XXX	—	XXX
その他	XXX	—	XXX	—	XXX
長期貸付金	XXX				
<u>貸倒引当金 (*1)</u>	△ XXX				
<u>資産計</u>	XXX	—	XXX	XXX	XXX
支払手形及び買掛金	XXX	—	XXX	—	XXX
短期借入金	XXX	—	XXX	—	XXX
社債	XXX	—	XXX	—	XXX
長期借入金	XXX	—	XXX	—	XXX
リース債務	XXX	—	XXX	—	XXX
<u>負債計</u>	XXX	—	XXX	—	XXX
デリバティブ取引 (*2)	(XXX)	—	(XXX)	—	(XXX)
<u>デリバティブ取引計</u>	XXX	—	XXX	—	XXX

(*1) 長期貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で

正味の債務となる項目については、() で示しております。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式、国債、地方債及び社債は相場価格を用いて評価しております。上場株式及び国債は活発な市場で取引されているため、その時価はレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している地方債及び社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

金利スワップ及び為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

受取手形及び売掛金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期貸付金

長期貸付金の時価は、一定の期間ごとに分類し、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローと国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。また、貸倒懸念債権については、同様の割引率による見積キャッシュ・フローの割引現在価値、又は、担保及び保証による回収見込額等を基に割引現在価値法により時価を算定しており、時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

支払手形及び買掛金、並びに短期借入金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローと、返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

社債

当社の発行する社債の時価は、元金金の合計額と、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類してお

ります。

長期借入金及びリース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

3. 金融業

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、ローン事業及び投資商品の組成販売などの金融サービス事業を行っている。これらの事業を行うため、市場の状況や長短のバランスを調整して、銀行借入れによる間接金融のほか、社債やコマーシャル・ペーパーの発行、債権流動化による直接金融によって資金調達を行っている。このように、主として金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動による不利な影響が生じないように、当社では、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしている。その一環として、デリバティブ取引も行っている。

また、当社の一部の連結子会社には、有価証券及びデリバティブ取引のトレーディングを行っている子会社や銀行業務を行っている子会社がある。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する金融資産は、主として国内の取引先及び個人に対する営業貸付金であり、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されている。当期の連結決算日現在における営業貸付金のうち、xx%は××業に対するものであり、当該××業を巡る経済環境等の状況の変化により、契約条件に従った債務履行がなされない可能性がある。また、有価証券及び投資有価証券は、主に株式、債券、投資信託及び組合出資金であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しているほか、一部の連結子会社では売買目的で保有している。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されている。なお、その他有価証券には、リスクが高いものとして、流動性に乏しい××国通貨建て非上場外国債券（償還期限 XX 年のディープ・ディスカウント債）xxx 百万円が含まれている。

借入金、社債及びコマーシャル・ペーパーは、一定の環境の下で当社グループが市場を利用できなくなる場合など、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されている。また、変動金利の借入を行っており、金利の変動リスクに晒されているが、一部は金利スワップ取引を行うことにより当該リスクを回避している。外貨建社債については、為替の変動リスクに晒されており、社債の発行時に、通貨スワップ取引を行うことにより当該リスクを回避している。

デリバティブ取引には ALM の一環で行っている金利スワップ取引及び金利キャップ取引がある。当社では、これらをヘッジ手段として、ヘッジ対象である借入金に関わる金利の変動リスクに対してヘッジ会計を適用している。また、金利先物取引をヘッジ手段として、長期借入金に係る予定取引をヘッジ対象として、ヘッジ会計を適用している。これら

のヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジの有効性を評価している。

このほか、その他有価証券で保有する債券の相場変動を相殺する目的で債券先物取引を行い、ヘッジ対象に係る損益を認識する方法（時価ヘッジ）を適用している。また、金利スワップ取引をヘッジ手段として、ヘッジ対象である長期借入金に金利スワップの特例処理を行っているもの、及び通貨スワップ取引をヘッジ手段として、ヘッジ対象である社債に振当処理を行っているものがある。一部ヘッジ会計の要件を満たしていない取引は、為替及び金利の変動リスクに晒されている。

また、一部の連結子会社では、売買目的有価証券のほか、金利関連のデリバティブ取引及び通貨関連のデリバティブ取引の一部をトレーディングポジションとして保有している。当該金融商品は、金利変動リスク、為替変動リスク、価格変動リスク及び信用リスク等に晒されている。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当社グループは、当社のローン事業管理規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、営業貸付金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営している。これらの与信管理は、各営業部のほか審査部により行われ、また、定期的に経営陣による投融資委員会や取締役会を開催し、審議・報告を行っている。さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしている。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、リスク管理部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理している。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当社グループは、ALM によって金利の変動リスクを管理している。ALM に関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、投融資委員会において決定された ALM に関する方針に基づき、取締役会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っている。日常的にはリスク管理部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで取締役会に報告している。なお、ALM により、金利の変動リスクをヘッジするための金利スワップ及び金利キャップ等のデリバティブ

取引も行っている。

(ii) 為替リスクの管理

当社グループは、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しており、通貨スワップを利用し、振当処理を行っている。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の保有については、投融資委員会の方針に基づき、取締役会の監督の下、投資運用規程に従い行われている。このうち、投資運用部では、当社グループが組成した投資商品のほか、外部からの購入も行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っている。財務部で保有している株式の多くは、業務・資本提携を含む事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしている。これらの情報はリスク管理部を通じ、取締役会及び投融資委員会において定期的に報告されている。

一部の連結子会社がトレーディング目的で保有する有価証券及び通貨関連、金利関連のデリバティブ取引については、投融資委員会の方針に基づき、トレーディング運用管理規程に従い実施され、当社のリスク管理部において、バリュアット・リスク (VaR) を用いてトレーディングに係る金融商品の市場リスク量が把握されるとともに、規定の遵守状況等が管理されている。

(iv) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、デリバティブ取引管理規則に基づき実施されている。

(v) 市場リスクに係る定量的情報

(ア) トレーディング目的の金融商品

当社グループの一部の連結子会社では、「有価証券及び投資有価証券」のうちの売買目的有価証券、「デリバティブ取引」のうちトレーディング目的として保有している通貨関連及び金利関連の一部に関する VaR の算定にあたっては、ヒストリカル・シミュレーション法（保有期間 xx 日、信頼区間 xx%、観測期間 xxx 営業日）を採用している。

平成 XX 年 XX 月 XX 日（当期の連結決算日）現在で当社グループのトレーディング業務の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で xxx 百万円である。

なお、当社グループでは、モデルが算出する VaR と実際の損益を比較するバックテストを実施している。平成 XX 年度に関して実施したバックテストの結果、実際の損失が VaR を超えた回数は x 回であり、使用する計測モデルは十分な精度により市場リスクを捕捉しているものと考えている。ただし、VaR は過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常

では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合がある。

(イ) トレーディング目的以外の金融商品

当社グループにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「営業貸付金」、「有価証券及び投資有価証券」のその他有価証券に分類される債券、「銀行業における預金」、「長期借入金」、「社債」、「デリバティブ取引」のうちの金利スワップ取引、金利キャップ取引である。当社グループでは、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた当面1年間の損益に与える影響額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用している。当該影響額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を固定金利群と変動金利群に分けて、それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いている。金利以外のすべてのリスク変数が一定であることを仮定し、平成XX年XX月XX日現在、指標となる金利がxxベース・ポイント(0.xx%)上昇したものと想定した場合には、税金等調整前当期純利益がxxx百万円減少し、xxベース・ポイント(0.xx%)下落したものと想定した場合には、xxx百万円増加するものと把握している。当該影響額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮していない。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性がある。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社グループは、ALMを通して、適時にグループ全体の資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、複数の金融機関からのコミットメントラインの取得、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理している。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

~~金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれている。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもある。また、「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではない。~~

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成XX年XX月XX日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。なお、~~時価を把握することが極めて困難と認められるもの市場価格のない株式等は、~~次表には含めていない((注2)参照のこと。)また、短期借入金及びコマーシャル

ル・ペーパーは短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略している。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	XXX	XXX	XXX
(2) 営業貸付金	XXX		
貸倒引当金(*1)	△ XXX		
	XXX	XXX	XXX
(3) 有価証券及び投資有価証券			
① 売買目的有価証券	XXX	XXX	—
② 満期保有目的の債券	XXX	XXX	XXX
③ その他有価証券	XXX	XXX	—
(4) 破産更生債権等	XXX	XXX	XXX
資産計	XXX	XXX	XXX
(1) 短期借入金	XXX	XXX	—
(2) コマーシャル・ペーパー	XXX	XXX	—
(31) 銀行業における預金	XXX	XXX	XXX
(42) 社債	XXX	XXX	XXX
(53) 長期借入金	XXX	XXX	XXX
負債計	XXX	XXX	XXX
デリバティブ取引(*2)			
① ヘッジ会計が適用されていないもの	(XXX)	(XXX)	—
② ヘッジ会計が適用されているもの	XXX	XXX	—
デリバティブ取引計	XXX	XXX	—

(*1) 営業貸付金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除している。

(*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示している。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっている。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、新規に預金を行った場合に想定される預金金利で割り引いた現在価値を算定している。

(2) 営業貸付金

営業貸付金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸付先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっている。一方、固定金利によるものは、貸付金の種類及び内部格付、

期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定している。また、貸倒懸念債権については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値、又は、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としている。なお、営業貸付金のうち、当該貸付を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としている。

(31) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっている。また、投資信託については、公表されている基準価格によっている。組合出資金については、組合財産を時価評価できるものには時価評価を行ったうえ、当該時価に対する持分相当額を組合出資金の時価とみなして計上している。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項は以下のとおりである。

- ① 売買目的有価証券において、当連結会計年度の損益に含まれた評価差額は xxx 百万円である。
- ② 満期保有目的の債券において、種類ごとの連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。なお、当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券はない。

(単位：百万円)

	種類	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	(1) 国債・地方債等	xxx	xxx	xxx
	(2) 社債	xxx	xxx	xxx
	(3) その他	xxx	xxx	xxx
	小計	xxx	xxx	xxx
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	(1) 国債・地方債等	xxx	xxx	△ xxx
	(2) 社債	xxx	xxx	△ xxx
	(3) その他	xxx	xxx	△ xxx
	小計	xxx	xxx	△ xxx
合計		xxx	xxx	xxx

- ③ その他有価証券の当連結会計年度中の売却額は xxx 百万円であり、売却益の合計額は xxx 百万円、売却損の合計額は xxx 百万円である。また、その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、連結貸借対照表計上額及びこれらの差額について

は、次のとおりである。

(単位：百万円)

	種類	取得原価又は償却原価	連結貸借対照表計上額	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	(1) 株式	xxx	xxx	xxx
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	xxx	xxx	xxx
	② 社債	xxx	xxx	xxx
	③ その他	xxx	xxx	xxx
	(3) その他	xxx	xxx	xxx
	小計	xxx	xxx	xxx
連結貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	(1) 株式	xxx	xxx	△ xxx
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	xxx	xxx	△ xxx
	② 社債	xxx	xxx	△ xxx
	③ その他	xxx	xxx	△ xxx
	(3) その他	xxx	xxx	△ xxx
	小計	xxx	xxx	△ xxx
	合計	xxx	xxx	xxx

④ 上記の表中にある「取得原価」は減損処理後の帳簿価額である。当連結会計年度において、その他有価証券で時価のあるに含まれる株式について xxx 百万円減損処理を行っている。

⑤ 当連結会計年度中において、保有目的が変更となった有価証券はない。

(4) ~~破産更生債権等~~

~~破産更生債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としている。~~

負債

(1) ~~短期借入金及び(2) コマーシャル・ペーパー~~

~~これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっている。~~

(3) ~~銀行業における預金~~

~~要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしている。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定している。その割引率は、新規に預金を受け入れる際~~

~~に使用する利率を用いている。~~

~~(4) 社債~~

~~当社の発行する社債の時価は、市場価格によっている。一部の社債は為替予約等の振当処理の対象とされており（下記「デリバティブ取引」②参照）、円貨建固定利付社債とみて、元利金の合計額を同様の社債を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定している。~~

~~(5) 長期借入金~~

~~長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっている。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額(*)を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定している。~~

~~(*)金利スワップの特例処理の対象とされた長期借入金（下記「デリバティブ取引」②参照）については、その金利スワップのレートによる元利金の合計額~~

~~また、長期借入金について、リスクフリー・レート（変動金利の場合は、LIBOR等の指標レート）で割り引いた現在価値は、連結決算日現在、xxx百万円である。当該金額は、長期借入金の時価に比べxxx百万円過大となっているが、実際に決済可能な価額に近似すると考えられるものである。~~

(2) デリバティブ取引

① ヘッジ会計が適用されていないもの

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりである。

(a) 通貨関連

(単位：百万円)

区分	デリバティブ 取引の種類等	契約額等		時価(*)	評価損益
			うち1年超		
市場取引 以外の取引	為替予約取引 売建				
	米ドル	XXX	XXX	XXX	△ XXX
	ユーロ	XXX	XXX	XXX	XXX
	買建				
	米ドル	XXX	XXX	XXX	XXX
	英ポンド	XXX	XXX	XXX	△ XXX
	合計	XXX	XXX	XXX	XXX

(*) 時価の算定方法は、先物為替相場によっている。

(b) 金利関連

(単位：百万円)

区分	デリバティブ 取引の種類等	契約額等		時価(*)	評価損益	
			うち1年超			
市場取引	金利先物取引 売建	XXX	XXX	XXX	XXX	
	買建	XXX	XXX	XXX	XXX	
	債券先物取引 売建	XXX	XXX	XXX	XXX	
	買建	XXX	XXX	XXX	XXX	
	債券先物オプション取引 売建	XXX	XXX	XXX	XXX	
	買建	XXX	XXX	XXX	XXX	
	市場取引 以外の取引	金利スワップ取引 受取固定・支払変動	XXX	XXX	XXX	XXX
		支払固定・受取変動	XXX	XXX	XXX	XXX
	合計	XXX	XXX	XXX	XXX	

(*) 時価の算定方法は、(1) 市場取引以外の取引については、取引先金融機関から提示された価格、(2) 市場取引については東京証券取引所等の取引所における最終の価格によっている。

(c) 株式関連

(単位：百万円)

区分	デリバティブ 取引の種類等	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引 以外の取引	株式オプション取引 売建	XXX	XXX	XXX	XXX
	買建	XXX	XXX	XXX	XXX
	合計	XXX	XXX	XXX	XXX

② ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの

連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりである。

(単位:百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等		時価	当該時価の算定方法
				うち1年超		
原則的 処理方法	金利スワップ取引 支払固定・ 受取変動 金利キャップ取引	長期 借入金	xxx	xxx	xxx	取引先金融機 関から提示さ れた価格等によ っている
			xxx	xxx	xxx	
	金利先物取引	長期借入金(予定 取引)	xxx	xxx	xxx	
ヘッジ対象に 係る損益を認識 する方法	債券先物取引	その他 有価証券	xxx	xxx	xxx	取引所の価格 によっている
金利スワップ の特例処理	金利スワップ取引 支払固定・ 受取変動	長期 借入金	xxx	xxx	(*1)	
為替予約等の 振当処理	通貨スワップ取引	社債	xxx	xxx	(*2)	
合計			xxx	xxx	xxx	

(*1) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載している(上記「負債」(5)参照)。

(*2) 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている社債と一体として処理されているため、その時価は、当該売掛金及び当該社債の時価に含めて記載している(上記「負債」(4)参照)。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品市場価格のない株式等は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3)③その他有価証券」には含まれていない。

(単位:百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
① 非上場株式(*1) (*2)	xxx
② 組合出資金(*3)	xxx
合計	xxx

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていない。

(*2) 当連結会計年度において、非上場株式について xxx 百万円減損処理を行なっている。

(*3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていない。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
現金及び預金	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx
営業貸付金(*)	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx
有価証券及び投資有価証券						
満期保有目的の債券	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx
その他有価証券のうち満期があるもの	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx
合計	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx

(*) 営業貸付金のうち、破産更生債権等、償還予定額が見込めない xxx 百万円は含めていない。

(注4) 社債、長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	xxx	—	—	—	—	—
コマーシャル・ペーパー	xxx	—	—	—	—	—
銀行業における預金(*)	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	—
社債	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx
長期借入金	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx
合計	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx

(*) 銀行業における預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示している。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類している。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのイン

プットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類している。

(1) 時価をもって連結貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	連結貸借 対照表計 上額	時価			
		レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券					
<u>売買目的有価証券</u>					
<u>国債・地方債等</u>	XXX	XXX	XXX	—	XXX
<u>社債</u>	XXX	—	XXX	—	XXX
<u>株式</u>	XXX	XXX	—	—	XXX
<u>その他</u>	XXX	—	XXX	—	XXX
<u>その他有価証券</u>					
<u>国債・地方債等</u>	XXX	XXX	XXX	—	XXX
<u>社債</u>	XXX	—	XXX	—	XXX
<u>住宅ローン担保証券</u>	XXX	—	XXX	XXX	XXX
<u>株式</u>	XXX	XXX	—	—	XXX
<u>その他</u>	XXX	—	XXX	—	XXX
<u>資産計</u>	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX
デリバティブ取引(*1)					
<u>通貨関連</u>	(XXX)	(XXX)	(XXX)	—	(XXX)
<u>金利関連</u>	XXX	XXX	XXX	—	XXX
<u>株式関連</u>	XXX	—	XXX	XXX	XXX
<u>デリバティブ取引計</u>	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX

(*1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で示しております。

(2) 時価をもって連結貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	連結貸借 対照表計 上額	時価			
		レベル1	レベル2	レベル3	合計
現金及び預金	XXX	—	XXX	—	XXX
営業貸付金	XXX				
貸倒引当金(*1)	△ XXX				
	XXX	—	XXX	XXX	XXX
有価証券及び投資有価証券					
満期保有目的の債券					
国債・地方債等	XXX	XXX	XXX	—	XXX
社債	XXX	XXX	XXX	—	XXX
その他	XXX	XXX	XXX	—	XXX
破産更生債権等	XXX	—	XXX	XXX	XXX
資産計	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX
銀行業における預金	XXX	—	XXX	—	XXX
社債	XXX	XXX	XXX	—	XXX
長期借入金	XXX	—	XXX	—	XXX
負債計	XXX	XXX	XXX	—	XXX

(*1) 営業貸付金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除している。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

有価証券及び投資有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類している。主に上場株式や上場投資信託、国債がこれに含まれる。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類している。主に地方債、社債、住宅ローン担保証券がこれに含まれる。

相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの割引現在価値法などの評価技法を用いて時価を算定している。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットにはLIBOR、国債利回り、期限前返済率、信用スプレッド、倒産確率、倒産時の損失率等が含まれる。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類している。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、主に債券先物取引や金利先物取引がこれに含まれる。

ただし、大部分のデリバティブ取引は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しない

いため、取引の種類や満期までの期間に応じて割引現在価値法やブラック・ショールズ・モデル等の評価技法を利用して時価を算定している。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート、ボラティリティ等である。また、取引相手の信用リスク及び当社自身の信用リスクに基づく価格調整を行っている。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル 2 の時価に分類しており、プレーン・バニラ型の金利スワップ取引、為替予約取引等が含まれる。重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル 3 の時価に分類しており、株式オプション取引等が含まれる。

現金及び預金

預金については、期間に基づく区分ごとに、将来キャッシュ・フローを市場金利で割り引いて時価を算定しており、レベル 2 の時価に分類している。

営業貸付金

営業貸付金については、貸付金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利息の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定している。このうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸付先の信用状態が実行後大きく異なっていない場合は時価と帳簿価額が近似していることから、帳簿価額を時価としている。また、貸倒懸念債権については、見積将来キャッシュ・フローの割引現在価値、又は、担保及び保証による回収見込額等を用いた割引現在価値により時価を算定している。時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル 3 の時価、そうでない場合はレベル 2 の時価に分類している。

破産更生債権等

破産更生債権等については、担保及び保証による回収見込額等を用いた割引現在価値法により時価を算定している。時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル 3 の時価、そうでない場合はレベル 2 の時価に分類している。

銀行業における預金

要求払預金については、支払が要求される可能性のある最も早い日から、当該支払われる金額を割り引いて現在価値を算定している。また、定期預金については、一定の期間ごとに区分して、将来キャッシュ・フローを割り引いた現在価値により時価を算定している。割引率は、市場金利を用いており、算定された時価はレベル 2 の時価に分類している。

社債

当社の発行する社債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるも

のはレベル1の時価に分類している。相場価格を利用できないものについては、元利金の合計額と当該社債の残存期間及び当社の信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により時価を算定しており、レベル2の時価に分類している。一部の社債は為替予約等の振当処理の対象とされており（「2. 金融商品の時価等に関する事項」（注1）参照）、円貨建固定利付社債とみて、元利金の合計額を類似の格付及び期間の固定金利の社債の利率に当社の信用リスクを調整した利率で割り引いて時価を算定している。当該時価はレベル2の時価に分類している。

長期借入金

長期借入金については、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額（*）を、当該借入金の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いて現在価値を算定しており、レベル2の時価に分類している。

（*）金利スワップの特例処理の対象とされた長期借入金（「2. 金融商品の時価等に関する事項」（注1）参照）については、その金利スワップのレートによる元利金の合計額

（注2）時価をもって連結貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債のうちレベル3の時価に関する情報

（1）重要な観察できないインプットに関する定量的情報

区分	評価技法	主な観察できないインプット	インプットの範囲	インプットの加重平均
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
住宅ローン担保証券	割引現在価値法	倒産確率	xx%-xx%	xx%
		倒産時の損失率	xx%-xx%	xx%
		期限前返済率	xx%-xx%	xx%
デリバティブ取引				
株式オプション	オプション評価モデル	株式ボラティリティ	xx%-xx%	xx%

(2) 期首残高から期末残高への調整表、純損益に認識した未実現損益

(単位：百万円)

	有価証券及び 投資有価証券	デリバティブ取引	合計
	その他有価証券		
	住宅ローン担保証券	株式オプション	
期首残高	XXX	XXX	XXX
レベル3の時価への振替 (*1)	XXX	—	XXX
レベル3の時価からの振替 (*2)	(XXX)	—	(XXX)
当期の利益又は損失合計			
純損益に計上 (*3)	—	XXX	XXX
その他の包括利益に計上 (*4)	XXX	—	XXX
購入、売却、発行及び決済			
購入	XXX	XXX	XXX
売却	(XXX)	—	(XXX)
発行	—	—	—
決済	—	(XXX)	(XXX)
期末残高	XXX	XXX	XXX
連結貸借対照表日において保 有する金融資産及び金融負債 について純損益に計上された 当期の評価損益 (*3)	—	XXX	XXX

(*1) レベル2の時価からレベル3の時価への振替であり、当該住宅ローン担保証券についての市場の活動の減少により観察可能な市場データが不足していることによるものである。当該振替は会計期間の末日に行っている。

(*2) レベル3の時価からレベル2の時価への振替であり、当該住宅ローン担保証券について観察可能なデータが利用可能になったことによるものである。当該振替は会計期間の末日に行っている。

(*3) 連結損益計算書の「金融収益」及び「金融費用」に含まれている。

(*4) 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれている。

(3) 時価の評価プロセスの説明

当社グループはリスク管理部門にて時価の算定に関する方針及び手続を定めており、これに沿って各取引部門が時価を算定している。算定された時価は、独立した評価部門にて、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証している。検証結果は每期リスク管理部門に報告され、時価の算定の方針及び手続に関する適正性が確保されている。

時価の算定にあたっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いている。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、

利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証している。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

住宅ローン担保証券の時価の算定で用いている重要な観察できないインプットは、期限前返済率、倒産確率及び倒産時の損失率である。これらのインプットの著しい増加(減少)は、それら単独では、時価の著しい低下(上昇)を生じさせることとなる。一般に、倒産確率に関して用いている仮定の変化は、倒産時の損失率に関して用いている仮定の同方向への変化を伴い、期限前返済率に関して用いている仮定の逆方向への変化を伴う。

株式オプション取引の時価の算定で用いている重要な観察できないインプットは、株式ボラティリティである。ボラティリティは対象とする指数の変化のスピード及び幅の大きさに関する指標であり、ボラティリティの著しい増加(減少)は、単独では、オプション価格の著しい上昇(低下)を生じさせることとなり、オプションの買いポジションである場合には、時価の著しい上昇(低下)を生じさせることとなる。

以 上